

10/20

令和6年(2024年)

選挙特集号

広報新宿

SHINJUKU

投票日

10月27日

衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

【公示日】10月15日(火) 【投票時間】午前7時～午後8時まで

期日前投票

※ 時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。

【区役所第一分庁舎】 10月16日(水)～10月26日(土)

【各特別出張所10箇所】 10月20日(日)～10月26日(土)

今回の選挙で投票できる方

新宿区に転入された方

■ 新宿区で投票できる方

新宿区で投票できるのは「新宿区の選挙人名簿に登録されている方」です。
今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、次の要件を満たす方です。

- 平成18年10月28日までに生まれた日本国民であること。
- 令和6年7月14日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 令和6年10月14日まで、引き続き新宿区に住民登録があること。

■ 前住所地で投票できる方

次の要件のいずれも満たす方は、「前住所地の区市町村」で投票できます。

- 平成18年10月28日までに生まれた日本国民であること。
- 令和6年7月15日以降に、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 前住所地の選挙人名簿に登録があること。

- 前住所地に3か月以上住んでいた場合、前住所地の選挙人名簿に登録されている可能性があります。
- 前住所地を転出した日から4か月を経過した場合は、選挙人名簿から登録がなくなります。
- 前住所地に投票用紙を請求し、新宿区で不在者投票ができることがあります【4面参照】。

※①～③については、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。
※②について「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。

新宿区から転出した方・する方

■ 令和6年7月15日以降に転出し、新住所地へ転入の届出をした方

新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます(新住所地では投票できません)。

※新宿区の選挙人名簿に登録されている方には「投票所整理券」を発送します。令和6年10月5日(出)以降に転出された場合は、新住所地に届くよう郵便局に転居届をお出しください。

※新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください【4面参照】。

■ 令和6年6月27日～令和6年7月14日の間に転出の方

- 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年7月14日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年7月15日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方は、新宿区で投票できます。また、新宿区で投票できる方は、新住所地で不在者投票をすることもできます。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください【4面参照】。

■ 令和6年6月26日以前に転出の方

- 新住所地で選挙人名簿に登録された方(令和6年7月14日までに新住所地へ転入の届出をした方)は、新住所地で投票できます(新宿区では投票できません)。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されない方(令和6年7月15日以降に新住所地へ転入の届出をした方)で、新宿区で選挙人名簿に登録されている方は、新宿区を転出した日から4か月を経過しない間は、新宿区で期日前投票ができる場合があります。詳しくは、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

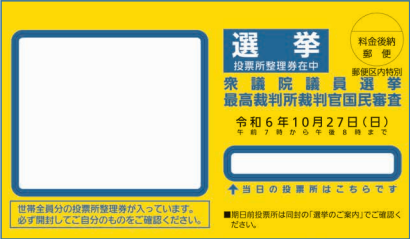
※「転出した日」は、届出をした日ではなく「実際に引越した日」です。
※新宿区を転出した日から4か月を経過した場合は、新宿区の選挙人名簿から登録が無くなります。

新宿区内で転居された方

- 10月4日(金)までに区内で転居の届出をされた方は、新住所の投票所で投票してください。
- 10月5日(出)以降に区内で転居の届出をされた方は、前住所の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)は、投票日当日(10月27日)に投票する場合です。期日前投票を利用される場合は、どの期日前投票所でも投票できます【2面参照】。

投票所整理券



公示日以降順次、投票所整理券を住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。新宿区の選挙人名簿に登録のある方は、投票所整理券が届かない場合や、紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。投票所整理券が届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合、満たさないことが判明した場合は投票できません。

投票所変更のお知らせ

投票区	前回(令和6年都知事選)	今回
13	都立新宿山吹高等学校	山吹町地域交流館(山吹町342)
17	区立障害者福祉センター	戸山サンライズ(戸山1-22-1)
41	落合第三小学校	落合第二特別出張所(中落合4-17-13)

発行：新宿区
編集：選挙管理委員会
〒160-8484 歌舞伎町1-5-1 ☎(5273)3740
HP <https://www.city.shinjuku.lg.jp/>
※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

広報新宿は、新宿区ホームページ、Webサイトやアプリからもご覧いただけます。

新宿区ホームページ

衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査特設ホームページ【新宿区】

期日前投票を積極的にご利用ください

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。どの期日前投票所でも投票できるので大変便利です。ぜひご利用ください。

期日前投票のご案内

■ 期日前投票の期間・場所・日時

期間	期日前投票所名	所在地
10月16日(水)～10月26日(土)	新宿区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1
	四谷特別出張所	内藤町87
10月20日(日)～10月26日(土)	笹塚特別出張所	笹塚町15
	榎町特別出張所	早稲田町85
	若松町特別出張所	若松町12-6
	大久保特別出張所	大久保2-12-7
	戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1
	落合第一特別出張所	下落合4-6-7
	落合第二特別出張所	中落合4-17-13
	柏木特別出張所	北新宿2-3-7
	角筈特別出張所	西新宿4-33-7

◆ 時間はいずれも、午前8時30分～午後8時です。

■ 持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、その裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。
投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。**印鑑は不要です。**

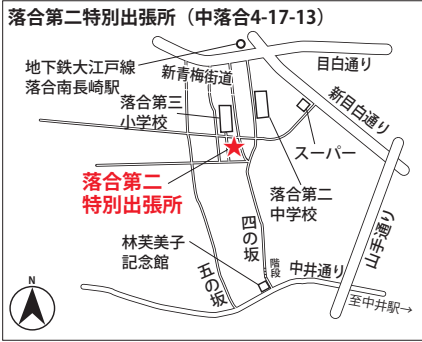
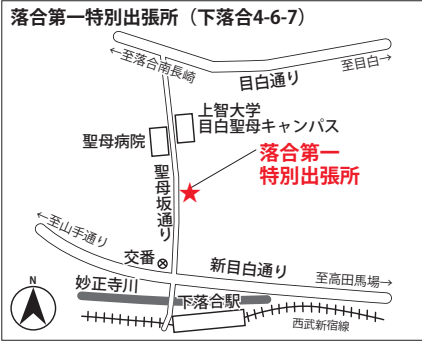
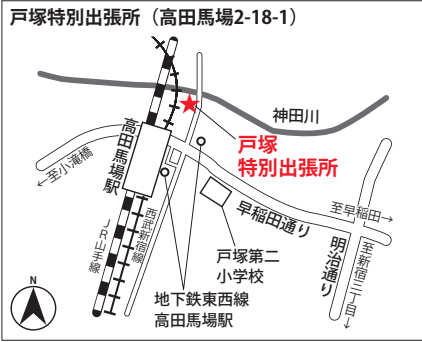
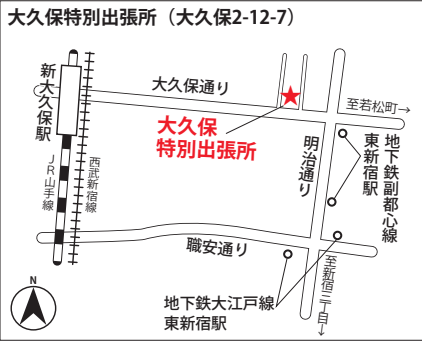
■ 区内の住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、**左表**のいずれの期日前投票所でもすることができます。
ただし、投票日当日(10月27日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券をご確認ください。

■ 長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます【4面参照】。

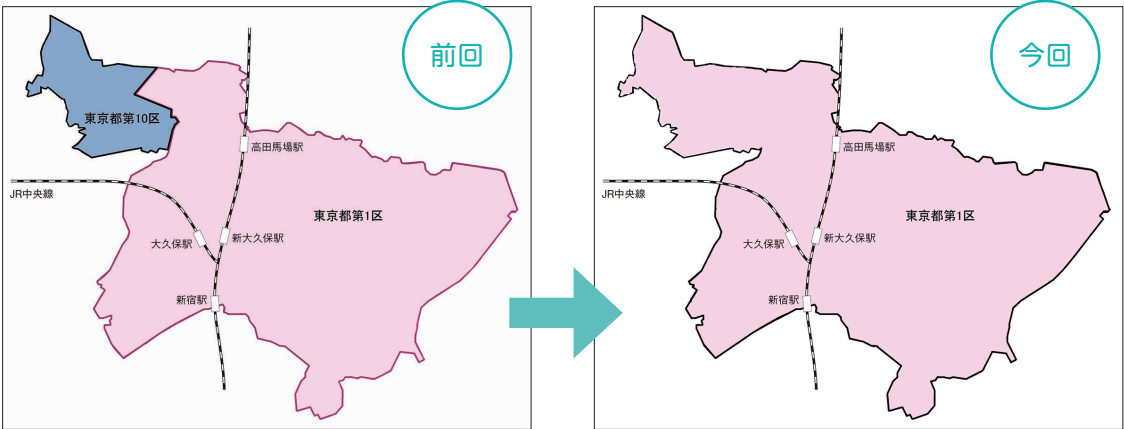
期日前投票の最終日(土曜日)は、大変混雑します。また、正午頃および期日前投票終了時刻間際(20時前)も混雑する傾向にあります。なるべく混雑時を避け、お早めの投票をおすすめいたします。



新宿区の小選挙区は「東京都第1区」のみとなりました

令和4年の公職選挙法改正により、今回の選挙から、新宿区の区域にかかる衆議院小選挙区は「東京都第1区」のみとなりました。

「東京都第1区」は、新宿区全域と千代田区全域の2つの区で構成されることとなります。



投票にあたってのご注意

- 有権者が同伴するお子様(18歳未満)は、投票所内に入ることができます。ぜひ一緒にご来場ください。ただし、お子様が投票用紙に記載したり、投票箱へ投函することはできません。
- 投票記載台の上に鉛筆をご用意しておりますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。
- 投票の際の筆記用具は、**鉛筆を推奨**しています。水性ペンやボールペン等は乾きにくく、投票箱の中で他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士が接着したりする恐れがあります。ただし、鉛筆以外の筆記用具を拒否するものではありません。
- 心身の故障などのため、ご自身での投票が困難な方は、職員にお申し出ください。様々な投票方法・投票に際しての支援制度があります(右欄「身体の不自由な方には」をご覧ください)。
- 投票所内で、投票について他の方と相談したり、携帯電話等での通話はできません。
- 投票所内での撮影・録画・録音はできません。
- 感染症対策として消毒液をご用意しています。また、**マスク着用の有無**については、有権者の方々・投票所の係員を問わず、**任意となります**。

身体の不自由な方には

■代理投票

心身の故障等で投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。**投票所の係員**が、候補者名等をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙への記載をします。ご希望の方は、係員にお申し出ください。

※ご家族等が代わりに記載することは、法律上できません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。

■その他

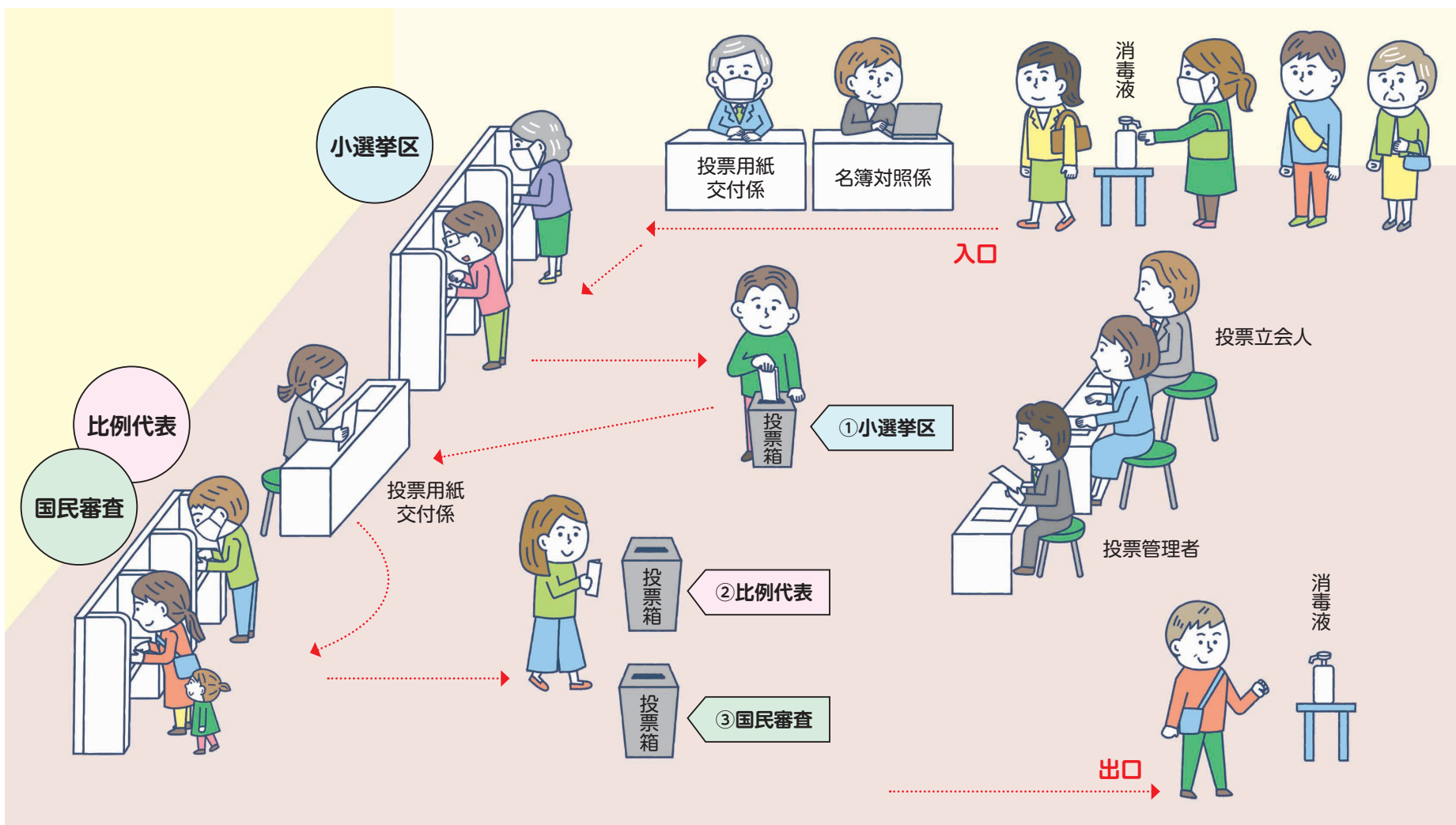
すべての投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もあります。

その他、コミュニケーションが取りづらい方のための「**投票支援カード**」(右二次元コード)のほか、弱視の方が投票用紙へ記載しやすくする「**投票記載補助具**」もご用意しています。ご希望の方は、受付にて係員にお申し出ください。



投票支援カード

投票所内での投票の流れ



※イラスト内における人員・物品等の配置は、あくまで一例であり、実際のレイアウトは各投票所の状況に応じて異なります。

投票の方法

■投票する順序

最初に「衆議院(小選挙区選出)議員選挙」を行い、次に「衆議院(比例代表選出)議員選挙」と「最高裁判所裁判官国民審査」を同時に行います。

■衆議院(小選挙区選出)議員選挙【あざぎ色】

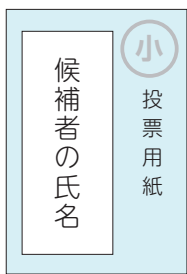
候補者の氏名を1名のみ書きます。候補者の氏名以外のことは書かなくてください。

■衆議院(比例代表選出)議員選挙【ピンク色】

政党等の名称を1つのみ書きます。政党等の名称以外のこと(党首名や比例代表の名簿登載者名など)は書かなくてください。

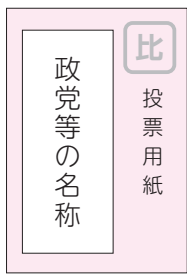
■最高裁判所裁判官国民審査【うぐいす色】

投票用紙には、裁判官の氏名が印刷されています。やめさせたいと思う裁判官がいれば、氏名上の空欄に「×」を書きます。やめさせなくてよいと思う場合は、何も書かなくてください。



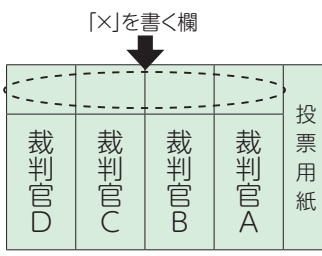
衆議院(小選挙区)

最初に「小選挙区」の投票用紙が交付されます



衆議院(比例代表)

小選挙区の投票が終わった後、「比例代表」と「最高裁判所裁判官国民審査」の投票用紙があわせて交付されます。



※裁判官の人数は、実際のものとは異なります

最高裁判所裁判官国民審査

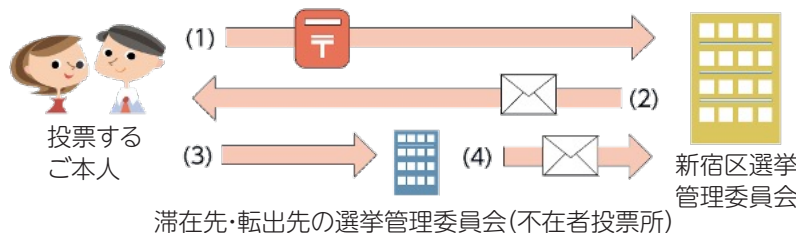
滞在地・転出先での不在者投票

国内の出張や旅行、区外への引っ越しなどで、新宿区内で投票日当日の投票や期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

不在者投票ができるのは、**10月16日(水)～10月26日(土)**です。投票用紙等の請求・送付は**郵便**で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。
必ず、事前に滞在先の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙を請求します。
請求書は、区選挙管理委員会のホームページからダウンロードしていただくか、または**右の【記載例】**を参考に、便箋等に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。
投票用紙等は、電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください(ただし、必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能です場合があります。詳しくは、区選挙管理委員会のホームページをご覧ください)。
- (2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、公示日の10月15日(火)以降に(16日以降の到着分は、受付が済み次第)、「投票用紙の送付先」に記載された住所あて、**レターパックプラス【対面受取りタイプ】**で投票用紙等をお送りします。
- (3)滞在先・転出先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で投票してください。不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入すると無効になります。
- (4)投票用紙等は、滞在地・転出先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(10月27日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記入例】

投票用紙等請求書

私は、令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。

このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和6年〇月×日

- 1 氏名(ふりがなつき)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先住所
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

【投票用紙等請求書の送り先】

〒160-8484
新宿区歌舞伎町1-5-1
新宿区選挙管理委員会あて

請求書は、こちらからもダウンロードできます。



指定病院等における不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。新宿区内の指定病院・施設は**下表**のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿
大久保病院	特別養護老人ホーム 神楽坂
JCHO 東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム もみの樹園
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
国立国際医療研究センター	特別養護老人ホーム 新宿和光園
JCHO 東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム ONODERAナーシングヴィラルネッサ四谷
目白病院	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム コミュニケア24癒しの新宿御苑
春山記念病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
林外科病院	有料老人ホーム しまナーシングホーム飯田橋
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィ神楽坂
養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム ラヴィーレグラン四谷
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
特別養護老人ホーム 新宿けやき園	指定障害者支援施設 新宿けやき園

選挙公報を配布します

10月25日(金)ごろまでに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報もご用意しています。区選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、**東京都選挙管理委員会の特設ホームページ(右二次元コード)**では、**選挙公報のPDF版**がご覧になれます。公開は10月19日(土)ごろの予定です。



在外投票

国外に在住し、**在外選挙人名簿**に登録されている方は、国外でも衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票ができます。

また、一時帰国している方や、帰国後に国内の選挙人名簿にまだ登録されていない方は、**在外選挙人証**を提示することで、国内で「期日前投票」「滞在地・転出先での不在者投票」「投票日当日の投票」のいずれかの方法により投票できます。

詳しくは、区選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙管理委員会公式 X のご案内

区選挙管理委員会公式X(右二次元コード)では、選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご活用ください。

- アカウント名:@shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
- URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、**下表**に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、**10月23日(水)まで(※)**に不在者投票の請求をすることで、郵便等による不在者投票ができます。

また、**下表**に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで**代理記載制度**が利用できます。

詳しくは、区選挙管理委員会にお問い合わせいただくか、同ホームページ(右二次元コード)をご覧ください。



郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(10月23日(水))を過ぎてからは、今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

投票所への移動に関する支援

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、**下記**までお問い合わせください。

◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方

➡障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方

➡介護保険課給付係 ☎(5273)3497・FAX(3209)6010

◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方

➡地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

投票・開票速報

投票日当日の投票者数・投票率は、午前8時過ぎより1時間ごとに投票速報として新宿区の特設ホームページ(右二次元コード)で発表します。

また、開票は、10月27日(日)の午後8時45分より、新宿コズミックススポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。開票速報についても特設ホームページで順次発表します。

